

いじめのない学校づくりにむけて

「いじめ防止対策推進法」をご存じですか

保護者向け資料

いじめは、心や身体を傷つけ、教育を受ける権利や、人間としての生きる権利を傷つけます。子どもの成長にも害を与え、命が危険になることもあります。このようないじめを防止するために作られました。（平成25年9月施行）



「いじめ」とは…

いじめとは、子ども（児童生徒）が、ある子どもを心理的、物理的に攻撃することで、いじめられている子の心や体が傷ついたり、被害を受けて苦しんだりすることです。インターネットによるいじめも、いじめです。（「この程度なら、やられても平気だろう」は、言い訳になりません。その子が傷つけば、いじめです。）

学校と教職員の責任

学校と教職員は、関係者と協力しながら、いじめの未然防止と早期発見に取り組み、いじめが起きていることがわかったら、すぐに行動（早期解決）する責任があります。



- ◆ 「富屋特別支援学校 いじめ防止基本方針」
 - ◆ 保護者向け資料・相談機関一覧
 - ◆ 未然防止、早期発見のための取り組み
- ※ 学校ホームページに掲載しています。

「富屋特別支援学校 いじめ防止基本方針」について

児童生徒指導委員

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、小・中・高の学部主事、児童生徒指導部（部長、副部长、教育相談係主任）、特別支援教育コーディネーター
※必要に応じて外部専門家を招集します。

主な取り組み

- ・いじめ防止のポスター等制作
- ・えがお集会での呼びかけ
- ・学校生活アンケート（3回）
- ・教育相談（生徒／保護者）
- ・保護者等会、ホームページ等による報告や情報発信
- ・「いじめ防止」職員研修

1. 組織的な対応に向けて ※1～4は、基本方針の一部です。

- ①「児童生徒指導委員会（いじめ防止対策）」を設けて、対応します。
- ②職員研修などを行い、いじめに対応する力を高めます。

2. いじめの未然防止に向けて

- ①子どもたちの道徳心や「いじめを許さない心」を育てます。
- ②職員は人権感覚を磨きます。

3. いじめの早期発見に向けて

- ①子どもたちの話や様子などから、ささいな兆候を見逃さないようにします。
- ②子どもたちや保護者からの相談をやすくします。

4. いじめの早期解決について

- ①児童生徒指導委員会（いじめ防止対策）を中心にして、教職員と保護者、関係機関、地域とが連携して取り組みます。
- ②いじめられた子と保護者の立場に立って対応し、いじめた子が繰り返さないように継続して指導します。

相談窓口一覧

いじめについての相談・通報窓口は下記の通りです。

- ◆ 困っていることや悩んでいることがあったら、すぐに相談してください。
- ◆ 自分ことだけでなく、周り友達のことでも気になることがある場合も相談してください。

富屋特別支援学校への相談・通報

いじめに関する相談・通報の窓口……028-665-2281

※該当学部の学部主事



「教育事務所 いじめ・不登校等対策チーム」への相談

河内教育事務所(宇都宮市の学校に通学している方)……028-626-3184

「栃木県総合教育センター」への相談(窓口:教育相談部)……028-665-7210

「電話・メール・SNS」での相談

【 電話相談 】

◎子ども専用

・いじめ相談さわやかテレホン……028-665-9999

※毎日24時間いつでも受付

・24 時間子供 SOS ダイアル……0120-0-78310

なやみいおう

◎保護者専用

・家庭教育ホットライン……028-665-7867

※月～金曜日 8:30～21:30、土曜日 8:30～17:30

【 メール・SNS 相談 】

◎「ホットほっとメール相談」……「ホットほっとメール相談」で検索

※匿名で、利用者登録は必要なく、メールで相談ができます。

◎こころの相談@とちぎ……「こころの相談@とちぎ」で検索

※友だち登録で、LINE で相談ができます。

